

岐阜県公報

目次

規 則

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

(研究開発課)

ページ

規 則

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県科学技術振興センター条例施行規則(平成十一年岐阜県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表講演卓の項及びび司会卓の項中「二二〇」を「二二〇」に改め、同表折り畳みステージ(幕板を含む)の項中「四二〇」を「四三〇」に改め、同表同時通訳設備の項中「一〇、五〇〇」を「一〇、八〇〇」に改め、同表映像音声受信設備の項中「四、四〇〇」を「四、五三〇」に改める。
別表第二の表テレビの項中「七四〇」を「七六〇」に改め、同表ビデオデッキの項中「四二〇」を「四三〇」に改め、同表オーバーヘッドプロジェクターの項中「六三〇」を「六五〇」に改め、同表液晶プロジェクターの項中「一、五八〇」を「一、六三〇」に改め、同表スクリーン(移動式)の項中「二二〇」を「二二〇」に改め、同表スライド映写機の項中「六三〇」を「六五〇」に改め、同表コンパクトディスクプレーヤー(カセットテープレコーダー付)の項中「三二〇」を「三三〇」に改め、同表拡声装置の項中「四二〇」を「四三〇」に改め、同表ワイヤレスマイク(ハンド型・スタンド付)の項及びワイヤレスマイク(タイプン型)の項中「三二〇」を「三三〇」に改め、同表第四会議室映像音声受信設備(テレビ会議装置を含む)の項中「四、四〇〇」を「四、五三〇」に改める。

